

寄 附 行 為

学 校 法 人 清 泉 女 学 院

(平成31年4月1日)

# 学校法人 清泉女学院 寄附行為

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人清泉女学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、その事務所を神奈川県鎌倉市城廻字打越 200 番地 1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- |                   |              |                       |
|-------------------|--------------|-----------------------|
| (1) 清泉女学院大学       | 人間学部         | 心理コミュニケーション学科<br>文化学科 |
|                   | 看護学部         | 看護学科                  |
| (2) 清泉女学院短期大学     | 幼児教育科        |                       |
|                   | 国際コミュニケーション科 |                       |
| (3) 長野清泉女学院高等学校   | 全日制          | 普通科                   |
| (4) 長野清泉女学院中学校    |              |                       |
| (5) 清泉女学院高等学校     | 全日制          | 普通科                   |
| (6) 清泉女学院中学校      |              |                       |
| (7) 清泉小学校         |              |                       |
| (8) 清泉インターナショナル学園 |              |                       |

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人の役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 11人以上15人以内
- (2) 監 事 2人

2. 理事のうち1人を理事長とし、宗教法人カトリック聖心侍女修道会代表役員及びカトリック横浜司教区教区長が推薦する者について理事会において諮り、理事総数の過半数の議決により選任する。

3. 理事長の職を解任するときは、理事総数の過半数の議決による。

4. 理事長を除く理事のうち1人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。  
常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 宗教法人カトリック聖心侍女修道会が推薦する者のうちから理事会において選任した者  
2人又は3人。
- (2) この法人の設置する学校の学長及び校長の中から理事会において選任した者  
4人又は5人。
- (3) この法人の評議員の中から理事会において選任した者  
2人又は3人。
- (4) この法人の設置する学校の教育に理解のある学識経験者の中から、理事会において選任した者  
3人又は4人。

2. 前項第2号、第3号に規定する理事は、学長、校長、又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員も含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第 11 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第 12 条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第 13 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 14 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第 16 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3. 理事会は、理事長が招集する。

4. 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6. 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8. 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため 3 分の 2 に達しないときは、この限りでない。

10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思

を表示した者は、出席者とみなす。

11. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
12. 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、理事長及び理事長が指名した出席した理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は23人以上31人以内の評議員をもって組織する。
3. 評議員の総数は常に理事総数の2倍をこえなければならない。
4. 評議員会は、理事長が招集する。
5. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
6. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
7. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
8. 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
9. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
10. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
11. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
12. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同

条第2項中「理事長及び理事長が指名した出席した理事2人以上」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 第38条第1項による解散
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教員及び事務職員の中から理事会において選任した者  
7人以上11人以内。
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25年以上の者の中から理事会において選任した者  
5人又は6人。
- (3) 宗教法人カトリック聖心侍女修道会が推薦する者の中から理事会において選任した者  
5人以上7人以内。
- (4) この法人に関係のある学識経験者の中から理事会において選任した者  
6人又は7人。

2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の教員及び事務職員の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

3. 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選定されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決及び理事総数の過半数の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
  - (2) 辞任。

## 第5章 資産及び会計

### (資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

### (基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

### (積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

### (予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

### (予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付及び閲覧）

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第15条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヵ月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

（解散）

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（1）私立学校法第50条第1項第1号の規定による解散。この場合には、評議員会の意見を聞いた上で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

（2）この法人の目的たる事業の成功の不能。この場合には、評議員会の意見を聞いた上で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

（3）合併

（4）破産

（5）文部科学大臣の解散命令

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第39条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、カトリック精神に基づいて教育の事業を行う学校法人のうちから、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決によって選定されたものに帰属する。

(合併)

第 40 条 この法人が合併しようとするときは、評議員会の意見を聞いた上で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。

2. 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 41 条 この寄附行為を変更しようとするときは、評議員会の意見を聞いた上で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 42 条 この法人は、第 35 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、清泉女学院の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第 44 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

1. この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長	エルネスティナ・ラマリヨ
理 事	クララ・クラウフォード
理 事	竹 内 潔
理 事	カルメン・ウスタラ・バサベ
理 事	アンヘラ・サントス
理 事	藤 森 さ と
理 事	コンセプション・プジウラ
理 事	大 木 吉 章

1. (2)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行する。(幼稚園設置、昭和 26 年 6 月 20 日認可)
1. (3)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行する。(鎌倉清泉女学院小学校設置、昭和 28 年 12 月 5 日変更認可)
1. (4)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行する。(理事及び評議員の資格変更、昭和 33 年 3 月 1 日変更認可)
1. (5)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施し、昭和 34 年 4 月 1 日から適用する。(長野清泉女学院中学校廃止、昭和 34 年 10 月 9 日変更認可)
1. (6)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行する。(鎌倉清泉女学院中学校設置、昭和 35 年 1 月 13 日変更認可)
1. (7)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行する。(インターナショナル学園設置、昭和 36 年 6 月 16 日変更認可)
1. (8)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行する。(事務所の移転、昭和 37 年 4 月 14 日変更認可)
1. (9)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行する。(理事及び評議員定数、学校種別附記、昭和 37 年 9 月 7 日変更認可)
1. (10)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。(学校移転及び校名変更、理事、評議員資格変更、昭和 38 年 12 月 14 日変更認可)

1. (11)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。(幼稚園の廃止、昭和39年6月3日変更認可)
1. (12)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。(長野清泉女学院幼稚園教員養成所設置、昭和41年2月10日変更認可)
1. (13)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。(校名変更専門学校、昭和43年11月1日変更認可)
1. (14)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。(保育女子専門学校、小学校校名変更、理事、評議員定数資格変更、昭和44年3月26日変更認可)
1. (15)この寄附行為の改正は、神奈川県知事の認可の日から施行し、昭和48年4月1日より適用する。(事務所の移転、清泉女子大学の廃止、昭和48年3月28日変更認可)
1. (16)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可を受けた日から施行し、昭和56年4月1日より適用する。(清泉女学院短期大学設置、理事定数訂正、理事選任の改正、解散の認可、効力、合併手続、寄附行為の変更。昭和56年1月16日変更認可)  
清泉保育女子専門学校については、昭和55年度より学生募集を停止し、昭和57年3月の卒業をもって廃校とする。
1. (17)この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日から施行する。(昭和57年3月31日付清泉保育女子専門学校の廃校、理事選任規定の改正、昭和57年8月20日変更認可)
1. (18)この寄附行為は、文部大臣の認可を受けた日から施行し、平成4年4月1日より適用する。(清泉女学院短期大学国際文化科設置。平成3年12月20日変更認可)
1. (19)この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年4月12日)から施行する。  
(寄附行為整備による改定、平成7年4月12日変更認可)
1. (20)この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年12月19日)から施行する。  
(清泉女学院大学設置及び目的、役員、積立金保管の改正)
1. (21) ①平成14年10月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成15年4月1日より施行する。

②清泉女学院短期大学の国際文化科は改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間存続するものとする。

(清泉女学院短期大学国際文化科の学科名称変更)

1. (22)平成17年3月31日 文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成17年4月1日より施行する。

(私立学校法の改正等による寄附行為の変更)

1. (23)この寄附行為の改正は、平成17年4月1日より施行する。

(清泉女学院短期大学英語科の廃止)

1. (24)この寄附行為の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(清泉女学院大学人間学部文化心理学科の学科名称変更)

(清泉女学院大学人間学部文化心理学科の存続に関する経過措置)

清泉女学院大学人間学部文化心理学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

1. (25)平成20年10月28日 文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成21年4月1日より施行する。

(長野清泉女学院中学校設置)

1. (26)この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日(平成27年6月17日)より施行する。

(理事長、理事、評議員選任規定の改正)

1. (27)平成28年8月29日 文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成29年4月1日より施行する。

(理事及び評議員の定数変更)

1. (28)この寄附行為の改正は、平成30年4月1日より施行する。

(清泉女学院大学人間学部文化学科設置)

1. (29)平成30年11月6日 文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成31年4月1日より施行する。

(清泉女学院大学看護学部設置)